



女性参政権行使80年、 女たちの歩みと今日の課題

東洋英和女学院大学 名誉教授 進藤 久美子



1946年4月10日、戦後初の衆議院選挙で女性が初めて参政権を行使し39人が当選した。当選者の中には、久布白くぶしろ落実おちみ、加藤シヅエをはじめ婦選運動家が多数含まれていた。しかし、誰もがその筆頭に期待した戦前・戦時期の婦選運動を牽引した市川房枝は立候補しなかった。養女の市川ミサオは、市川が当時「自分は政治家に向いていない」と繰り返し語っていたと述べ、戦前からの金権体質を受け継ぐ政界に入ること躊躇していた、と証言している。

列国議会連盟（IPU）によると第二次大戦後の世界女性議員割合は3%に過ぎず、衆議院議員総数の8.4%に当たる39人の女性議員の誕生は、戦後民主主義を象徴する画期的なことだった。しかし保守的なこの国の政治風土に実質的な女性の政治参画は根付くことはなく、この80年間一貫して女性の政治参画は低迷し続けている。2026年2月の総選挙の結果も女性議員割合は14.6%で、30%に到達する勢いの世界女性議員割合の約半数に達しているに過ぎない。

しかし、この国の政治世界を特色づける極端な女性の過少代表は、戦後政治における女たちの政治的意思とコミットメントの不在を意味するものではない。1946年衆院選直後の4月末に市川房枝は、39人の超党派女性議員を束ね婦人議員クラブを立ち上げた。自らが代表を務める日本婦人有権者同盟など草の根の女性組織と連携して、女たちの価値と利益を政治の現場に投影させるためだ。

市井の女たちの価値と利益を当該女性組織が運動に吸い上げ、超党派女性議員が軸になって政策を実現していく。このジェンダー・ポリティックスの嚆矢ともいえる婦人議員クラブは、市川が参議院初当選した直後の1953年11月に衆参婦人議員団（後に衆参婦人議員懇談会に改組）に引き継がれた。以後同議員団は、売春禁止法から女性差別撤廃条約署名の政策決定に至るさまざまな政策にとりこんでいった。

そしてその政策決定のプロセスは、市川没後に男女共同参画社会基本法、介護法、配偶者からの暴力禁止法、候補者男女均等法の制定につながった。

今年2月の総選挙で戦後初の女性首相が選挙にのぞみ、自民党は衆議院議員総数の3分の2を超える議席を得て、歴史的圧勝を遂げた。圧倒的な自民党の議席数を背景に高市早苗首相は、議会での十分な審議をへず、GDP比約2%の9兆円に上る軍拡予算、武器輸出の完全解禁、福祉の切り捨てなど、国の帰趨を決める重要な政策を次から次へと決定・施行している。この先には、かなり近い将来に「再び戦争の出来る国」を目指す憲法改正が想定される。

満州事変以来15年に及ぶ先の戦争を経験した女たちは、平和と議会制民主主義を擁護する戦後体制が根底から覆されることを危惧し、日米安全保障条約と再軍備に激しく反対した。1950年6月、平塚らいてう、上代タノ、野上弥生子らが発起人となって、「非武装国日本女性の講和問題についての希望」を朝鮮半島視察途上のダレス国務長官に手交した。さらに翌51年9月に対日講和条約と日米安保条約が締結されると、12月に市川は平塚や上代らとともに「再軍備反対婦人委員会」を結成した。そして「非武装国日本女性より米国内閣議員諸氏に訴う」を米国内閣に送付し、日本が再び軍事国家への道を歩むことがないように強く訴えた。

市川は戦後参議院議員として「前来た道を再び歩ませてはならない」という強い想いで、戦争放棄を宣言した現行憲法の護持に政治生命をかけた。「平和を望むのは女たちの本能」と主張し、女性組織を束ね憲法改正への動きに抗い続けた。軍拡、憲法改正へと軍事大国への道をひた走る高市政権のもとで女性たちは、その流れの歯止めとなりうるのか。戦後体制の大きな曲がり角で、今こそ私たちの「市民力」が問われている。

パナマ先住民女性の変化

— ノベ・ブグレ特別区から

波塚 奈穂 (東京大学大学院総合文化研究科 博士後期課程)

パナマといえば、多くの人は運河を思い浮かべるかもしれない。しかしパナマの面白さは運河だけではなく、人々の多様性にある。北海道ほどの面積のパナマは人口約400万人で、そのうち約70万人が先住民である。先住民といっても一枚岩ではなく、8つの民族グループがあるとされる。その多くは一定の自治が認められた先住民特別区に住んでいる。その中で最も人口が多いのが、コスタリカとの国境に近い西部のノベ・ブグレ特別区である。今回はパナマ人にすらあまり知られていないノベ・ブグレ特別区の人々、特に女性たちの状況を紹介したい。

ノベ・ブグレ特別区は、ノベとブグレという2民族の自治区であり、パナマ国内で最も貧しい地域としても知られている。貧困率は87.2%に達し、パナマ全体の21.7%を大きく上回る（パナマ経済財務省、2023年）。住民の多くは農業に従事している。しかし、特別区内には現金収入を得られる仕事が少ないため、多くの人が首都パナマシティや隣国コスタリカへ出稼ぎに向かう。出稼ぎ先でも先住民に対する差別や偏見は根強く、雇用主からの嫌がらせや、女性に対する性暴力も報告されている。

さて、先住民特別区に認められている「一定の自治」とは、具体的にどのようなものだろうか。ジェンダーの観点から興味深いのは婚姻制度である。パナマの一般法では一夫多妻は認められていない。しかしノベ・ブグレ特別区では、伝統的に一夫多妻の習慣があり、現在でも特別区独自の組織憲章の中で「一夫一妻を原則とするが、特別な事情があれば一夫多妻を容認する」と明記されている。近年は少なくなっているが、1960年代には婚姻の約半数が一夫多妻であったという記録もある。

男性優位の価値観が根強い社会で、先住民女性性は長らく従属的な立場に置かれてきたが、近年この状況が変化している。女性たちが教師、看護師、先住民議会の議員などとして社会的・政治的に活躍することが増えているのである。その背景には、1970年代から先住民地区に学校が整備さ

れて教育レベルが向上したことや、1990年代以降、世界各国で女性の人権に関する法整備が進む中、パナマも国家として先住民も含めた女性の権利向上に取り組んだことなどがある。2011年には先住民特別区で史上初の女性首長が誕生し、社会変革の象徴として大きなニュースとなった。2019年には9つある区のうち4つで女性区長が選出された。女性が政治分野に進出することはもはや珍しくない。家庭内の価値観も変わりつつあり、「夫がもう1人妻を持ちたいと言ったら許さない」と堂々と語る女性もいる。夫の多妻希望を拒み、学び、手に職をつけ、経済的に自立して別れを選ぶ女性も増えている。

こうした変化は公的な場にも表れている。毎年3月に開かれるノベ・ブグレ特別区の創立記念式典も、近年大きく変わった。かつては年配男性の演説が中心だったが、現在は若い女性たちも登壇し、自分の考えを堂々と語る。会場では、女性の民族衣装であるナグアのコンテストも行われる。参加者は、デザインに込めた思いや先住民としての誇りを語り、伝統の踊りを披露する。ナグアをまとい、誇りを胸に壇上に立つ女性たちの姿は、社会の変化を映し出しているように見える。

女性たちは、先住民としての誇りと伝統を大切にしながらも、自分たちが置かれてきた状況を少しずつ変えようとしている。学び、働き、政治に参加し、家庭の中でも自分の考えを語る女性たちの姿は実に頼もしい。この地域に魅せられた研究者の一人として、彼女たちがますます自分らしく生きられる社会が実現することを願っている。



民族衣装コンテスト

2026年度事業計画

(2026年4月1日から2027年3月31日まで)

1 ジェンダー問題に関する調査・研究

2024 年度から第 3 期プロジェクト研究会(研究テーマ:「男女雇用機会均等法及びパート労働法に関する立法過程の研究」)を開催している。来年度に研究成果として書籍を発行するため、本年度は研究を継続して原稿を執筆する。

2 ジェンダー問題に関する研究への助成

- (1) 個人研究助成
若手研究者を対象に、ジェンダー問題に関する研究計画を公募する。
研究テーマは、従来通り「自由論題」で募集する。
・募集期間 2026年4月15日～5月末日
・募集人数 若干名
・個人研究助成審査委員会を開催し、受託者を決定する。
・受託者には、①翌年度の個人研究助成受託者報告会への参加 ②所定の期日までに研究報告書の提出を義務づける。研究論文は年報『ジェンダー研究』に投稿することが望ましい。
- (2) 団体研究助成
団体を対象にジェンダー問題に関する研究計画を公募する。
募集は単年度ごとに行い、分野を問わない。
・募集期間 2026年4月15日～5月末日
・募集団体 若干団体
・団体研究助成審査委員会を開催し、受託団体を決定する。
・助成を受けた団体には、所定の期日までに ①研究活動報告 ②収支決算実績報告書の提出を義務づける。

3 ジェンダー問題に関するシンポジウム、フォーラム等の開催

- (1) ジェンダー問題に関する講演会を開催する。
(2) 個人研究助成受託者報告会を開催する。
(3) ジェンダー問題に関する講座を開催する。
(4) 賛助会員の交流の場として、「賛助会員のつどい」を公開して開催する。

4 ジェンダー問題に関する年報、ニュースレター及び書籍の発行・出版

- (1) 年報『ジェンダー研究』第29号を発行する。
構成は、依頼論文・公募論文などとする。
(2) 東海ジェンダー研究所の広報紙としてニュースレター『LIBRA』を位置付け、年3回発行する。

5 ジェンダー問題に関する資料・文献の収集と情報提供

- (1) 研究図書・ジェンダー問題研究推進に必要な図書等の購入、寄贈
図書の受入及び資料の整理
(2) 研究動向・研究情報ニュースの収集(関係諸機関との提携等による)

6 セミナー室の貸出

ジェンダー問題に関する研究会・研修会の利便に資するため、登録団体にセミナー室を貸し出す。

7 共催、後援及び他団体との連携

- (1) 名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ(GRL)の運営と発展に、GRL運営小委員会等のメンバーとして関与する。
また、東海ジェンダー研究所借用のGRL会議室をジェンダー問題に関する研究会等に利用する。
(2) 他団体から申し出があれば、検討の上、共催事業の開催や事業の後援を行う。
(3) (公財)あいち男女共同参画財団との連携を図るため、理事会及び「あいち女性連携フォーラム」に参加する。
(4) 「名古屋市男女平等参画推進会議」(イコールなごや)に参加する。

8 ジェンダー問題に関する意識の啓発・普及を推進させるための内外の機関又は団体への援助

名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリへ 2026 年度分の運営資金を寄附するとともに、図書・資料の寄贈を継続して行う。

公益財団法人東海ジェンダー研究所 2026年度 理事・監事・評議員名簿

役 職 名	氏 名	所 属	役 職 名	氏 名	所 属
代表理事	西山 恵美	元愛知学泉大学教授	評議員	青木 千賀子	元日本大学大学院国際関係研究科教授
業務執行理事	日置 雅子	愛知県立大学名誉教授	評議員	香川 せつ子	西九州大学名誉教授
理 事	青木 玲子	男女共同参画機構特別客員研究員	評議員	佐藤 俊郎	環境デザイン機構 取締役
理 事	新井 美佐子	名古屋大学大学院人文学研究科准教授	評議員	中嶋 豊	弁護士
理 事	石田 好江	愛知淑徳大学名誉教授	評議員	萩原 久美子	桃山学院大学社会学部教授
理 事	小川 真里子	三重大学名誉教授	評議員	的場 かおり	大阪大学大学院法学研究科教授
理 事	武田 貴子	名古屋短期大学名誉教授	評議員	来田 享子	中京大学スポーツ科学部・大学院スポーツ科学研究科教授
理 事	別所 良美	名古屋市立大学名誉教授	顧 問	安川 悦子	名古屋市立大学名誉教授
監 事	島 けい子	税理士			
監 事	榮枝 るみ	税理士			

(2026年6月現在)

INFORMATION

お知らせ

水田珠枝さんご逝去



東海ジェンダー研究所顧問の水田珠枝さんが、2026年4月18日にご逝去されました。当研究所の発起人のお一人で、1997年の設立時から理事を務められ、2012年からは顧問として、長年にわたりご尽力を賜りました。ご生前のご厚情に深く感謝するとともに、心よりご冥福をお祈りいたします。

～「水田珠枝文庫」のご案内～

名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ内にあり、水田珠枝さんの研究の軌跡を示す約7,500冊の文献が収録されています。ぜひお立ち寄りください。

2026年度 講演会

日 程 2026年10月3日(土) 13:30～16:00
講 師 山本理顕さん(建築家／山本理顕設計工場)
テーマ 住宅とジェンダー
会 場 名古屋都市センター11Fホール
詳細はチラシやホームページでお知らせします。

2026年度 賛助会員のつどい(公開)

映画『黒川の女たち』の鑑賞とアフタートーク

日 程 2026年12月13日(日) 午後
映画の上映後、監督の松原文枝さんをお招きしてお話をうかがいます。詳細はチラシやホームページでお知らせします。

セミナー室の利用団体の募集

当研究所のセミナー室は、ジェンダー問題に関する研究や啓発をする団体(グループ)に、事前に登録の上、ご利用いただいています。登録を希望される場合は、申請書に会員名簿と会則または規約を添えて、事務局へご提出ください。なお、団体には、当研究所の賛助会員が1名以上参加していることが必要です。役員会の審査を経て、利用団体として登録されます。詳しくは事務局までお問い合わせください。

賛助会員を募集しています。

賛助会費 年間 一口 1,000円
振 込 先 郵便振替口座 00820-0-77338
公益財団法人東海ジェンダー研究所
(振込手数料は当方負担)

他行からお振込みの場合

銀 行 名 ゆうちょ銀行
店 名 〇八九
預金種目 当座
口座番号 0077338
(振込手数料はご負担ください)

- * 会員の皆様には当研究所の年報『ジェンダー研究』やニューズレター『LIBRA』、講演会などの事業のご案内をお送りします。
- * 当研究所は公益財団法人の認定を受けており、会費及び寄付については税法上の優遇措置があります。

編集後記

女性の参政権行使から80年、女性議員の割合がなかなか増えないのは残念ですが、市川房枝さんらが訴えた「戦争放棄」は守らなければならないと思います。また今回はパナマ運河で有名なパナマの、中でも少数民族のとても興味深い話を知ることができました。今年度もよろしくお願いいたします。

LIBRA

公益財団法人 東海ジェンダー研究所

〒460-0022 名古屋市中区金山1-9-19 ミズノビル6F

T E L 052-324-6591 F A X 052-324-6592

E-mail info@libra.or.jp <https://libra.or.jp/>